



平成 19 年 10 月 4 日

各 位

会社名 株式会社 三越  
代表者名 代表取締役社長  
石塚 邦雄  
(コード番号 2779)  
東証第 1 部、大証第 1 部、名証第 1 部)  
問合せ先 コーポレート推進室長  
田中 康博  
03-3241-3311 (大代表)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 10 月 4 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 11 月 20 日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

当社は、株主総会の招集等に関する事務手続を円滑に実施するため、会社法第124条第3項の規定に基づき、定款第16条に定時株主総会の基準日を定めておりますが、このたび当社は、平成19年11月20日開催予定の臨時株主総会において「第1号議案 株式移転による完全親会社設立の件」を付議することを予定しております。

上記第1号議案が承認されますと、株式移転設立完全親会社の成立の日に当社の株主は株式移転設立完全親会社である「株式会社三越伊勢丹ホールディングス」1名となりますので、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。これに伴いまして、株主総会の基準日制度は廃止することとし、現行定款第16条(定時株主総会の基準日)を削除するとともに、この変更に伴い現行定款第17条以下の各条項を1条ずつ繰り上げます。

なお、本定款変更は、上記第1号議案が承認されること、平成20年2月29日の前日までに上記第1号議案にて承認された株式移転計画の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、その効力を生じます。

(ご参考)

平成 20 年 2 月期 (平成 19 年 3 月 1 日から平成 20 年 2 月 29 日まで) の剰余金の配当 (期末配当) につきましては、平成 20 年 2 月 29 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、当社からお支払する予定でございます。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>( 定時株主総会の基準日 )</u> <u>第 16 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年 2 月末日とする。</u>	( 削 除 )
第 17 条	第 16 条 以下、各条項を 1 条ずつ繰り上げる。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 19 年 11 月 20 日 (火) (予定)
定款変更の効力発生日	平成 20 年 2 月 29 日 (金) (予定)

以 上